

安全データシート

作成日: 2019/09/03
改訂日: 2023/08/04

ボンド シールプライマー # 7

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

1. 化学品及び会社情報

製品特定名

化学品の名称 : ボンド シールプライマー # 7
SDS番号 : 161916

供給者の会社名称

供給者の会社名称 : コニシ株式会社
住所 : 大阪市中央区道修町 1-7-1
電話番号 : 06-6228-2994 (大阪本社 技術)

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : 090-7356-6462

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限 : 建築用シーリング材用汎用プライマー。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理的危険性	引火性液体	区分 2
健康有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)

GHS分類結果が「区分に該当しない」、「分類できない」の項目は記載していない。

絵表示 (GHS JP)



GHS02



GHS07

注意喚起語 (GHS JP) : 危険

危険有害性 (GHS JP) : 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
強い眼刺激 (H319)
呼吸器への刺激のおそれ (H335)
眠気又はめまいのおそれ (H336)

注意書き (GHS JP)

安全対策 : 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。(P261)

- 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
 保護手袋を着用すること。(P280)
- 救急措置**
- : 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
 - 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 - 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 - 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
 - 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
 - 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
- 保管**
- : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
 - 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
 - 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄**
- : 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)
- 重要な徴候及び想定される非常事態の概要**
- : 有機溶剤中毒を起こすおそれがある。

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 : 混合物
 一般名 : 溶剤形シーリング材用プライマー

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
酢酸エチル	40 - 50%	C4H8O2	(2)-726	—	141-78-6
酢酸 n-ブチル	20 - 30%	C6H12O2	(2)-731	2-(6)-226	123-86-4
n-ヘキサン	< 1%	CH ₃ (CH ₂) ₄ CH ₃	(2)-6	—	110-54-3

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合**
- : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - 気分が悪い場合は医師の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合**
- : 直ちに医師に連絡すること。
 - 多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
 - 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
 - 皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- 眼に入った場合**
- : 水で数分間注意深く洗うこと。
 - コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - 直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合**
- : 口をすすぐこと。
 - 直ちに医師に連絡すること。
 - 無理に吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護**
- : 適切な保護具を着用して作業する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末化学消火剤、炭酸ガスまたは通常の泡消火剤、砂／土
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない、水
- 火災危険性 : 極めて引火性の高い液体及び蒸気。
- 消火方法 : 火災の場合：安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。
安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
- 消火を行う者の保護 : 圧縮空気・酸素呼吸器、
耐火防護服

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

非緊急対応者

- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
- 応急処置 : 皮膚、眼との接触を避ける。
漏出エリアを換気する。
漏出した製品に接触することもその上を歩くこともしないでください。
関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。
排水溝または水路への侵入を防ぐ。
製品を環境中に放出しない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 封じ込め方法 : 大規模漏出の場合、溝に漏出を封じ込め、その後の安全な廃棄のため、
湿った砂または土でふさぎます。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。
- 浄化方法 : 少量の液体流出：不燃性吸収材に取り込み、廃棄用容器に入れる。
砂または土により、すべての拡散した製品を吸収する。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項 : 眼、皮膚、衣類につけないこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
作業所の十分な換気を確保する。
熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
火気厳禁、静電気注意。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
- 衛生対策 : 製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

- 安全な保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
日光から遮断すること。
- 保管温度 : 5 - 35 °C

8. ばく露防止及び保護措置

酢酸エチル (141-78-6)	
管理濃度	200ppm
許容濃度(産衛学会)	200ppm(720mg/m3)
許容濃度(ACGIH)	TWA 400 ppm, STEL -
酢酸n-ブチル (123-86-4)	
管理濃度	150ppm
許容濃度(産衛学会)	100ppm(475mg/m3)
許容濃度(ACGIH)	TWA 50 ppm, STEL 150 ppm
n-ヘキサン (110-54-3)	
管理濃度	40ppm
許容濃度(産衛学会)	40ppm(140mg/m3) (皮)
許容濃度(ACGIH)	TWA 50 ppm, STEL - (Skin)

設備対策	: 十分な換気を行う、局所排気装置を設置する。
手の保護具	: 不浸透性の保護手袋を着用する。保護手袋の選択については、以下の点に留意する。 取扱説明書に記載されている耐透過性クラス等を参考として、作業に余裕のある使用時間を設定し、その時間の範囲内で保護手袋を使用する。
眼の保護具	: 適切な目の保護具（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣、必要に応じて不浸透性の保護服及び保護長靴を着用する。保護服及び保護長靴の選択については、以下の点に留意する。 取扱説明書に記載されている耐透過性クラス等を参考として、作業に余裕のある使用時間を設定し、その時間の範囲内で保護具を使用する。
呼吸用保護具	: 状況に応じた適切な呼吸用保護具を着用する。高濃度の化学物質を取り扱う場合は、送気マスクの装着を検討する。作業者がガスや蒸気にばく露される場合は呼吸用保護具（防毒マスク等）の着用を検討する。防毒マスクの選択については、以下の点に留意する。 酸素濃度が18%未満の場所では使用しない。作業者が粉塵に暴露される環境で防毒マスクを使用する場合には、防じん機能付き吸収缶を使用する。防毒マスクは、日本産業規格（JIS T8152）に適合した、作業に適した性能及び構造のものを選ぶ。その際、取扱説明書等に記載されているデータを参考にする。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
外観	: 液状
色	: 無色透明
臭い	: 溶剤臭
pH	: データなし
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: -4 °C 最低引火点採用
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし

可燃性	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対蒸気密度 (20° C)	: 1 以上 (空気 = 1)
相対密度	: データなし
密度	: 0.98 g/cm ³
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 水に不溶、有機溶剤に可溶
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
粘性率	: 50 mPa・s 以下
動粘性率	: データなし
粒子サイズ	: データなし
粒径分布	: データなし
粒子形状	: データなし
粒子アスペクト比	: データなし
粒子比表面積	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しません。
化学的安定性	: 通常の下では安定。
危険有害反応可能性	: 通常の使用条件下では安定。
避けるべき条件	: 特に該当しない。
混触危険物質	: 酸化剤。
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 分類できない
急性毒性 (経皮)	: 分類できない
急性毒性 (吸入)	: 分類できない (気体) 分類できない (蒸気) 分類できない (粉じん、ミスト)
皮膚腐食性/刺激性	: 分類できない
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 強い眼刺激
呼吸器感作性	: 分類できない
皮膚感作性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 眠気又はめまいのおそれ 呼吸器への刺激のおそれ

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 分類できない

誤えん有害性 : 分類できない

12. 環境影響情報

生態系 - 全般 : 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱に注意する。

水生環境有害性 短期(急性) : 分類できない

水生環境有害性 長期(慢性) : 分類できない

ボンド シールプライマー # 7	
残留性・分解性	データなし

ボンド シールプライマー # 7	
生体蓄積性	データなし

ボンド シールプライマー # 7	
土壤中の移動性	データなし

オゾン層への有害性 : 分類できない

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 外箱、紙管など紙製容器・包装: 回収または紙くずとして処理(単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物)。
空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。

金属缶、金属ドラム、金属チューブ類: 金属くずとして処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

ガラス容器: ガラスくずとして処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

プラスチック製のボトル、チューブ、袋など: 廃プラスチック類として処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従うこと。
廃棄の際は危険情報の反応性を踏まえて処理を行うこと。

14. 輸送上の注意

国際規制

道路輸送 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号		
1133	1133	1133
国連正式品名		

接着剤	ADHESIVES	Adhesives
輸送危険物分類		
3	3	3
		
容器等級		
II	II	II
環境有害性		
環境有害性：非該当	環境有害性：非該当 海洋汚染物質：非該当	環境有害性：非該当

海洋汚染物質 : 非該当
 特別な輸送上の注意 : 『7. 取扱い及び保管法』の記載に従うこと、
 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。

国内規制

陸上規制 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
 緊急時応急措置指針番号 : 128
 その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）
 作業環境評価基準（法第65条の2第1項）
 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）
 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）
 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
 ヘキサン（政令番号：520）（含有量：0.14%）
 酢酸ブチル（政令番号：181）（含有量：22%）
 酢酸エチル（政令番号：177）（含有量：46%）
 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）
 毒物及び劇物取締法 : 該当しない
 消防法 : 第四類 第一石油類 非水溶性 「火気厳禁」 危険等級 II
 悪臭防止法 : 特定悪臭物質（施行令第1条）
 外国為替及び外国貿易法 : 輸出貿易管理令別表第1の16の項
 船舶安全法 : 引火性液体類（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
 航空法 : 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
 港則法 : その他の危険物・引火性液体類（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) : 該当しない

16. その他の情報

